

第六次北本市総合振興計画基本計画策定の進め方

基本構想部分の策定

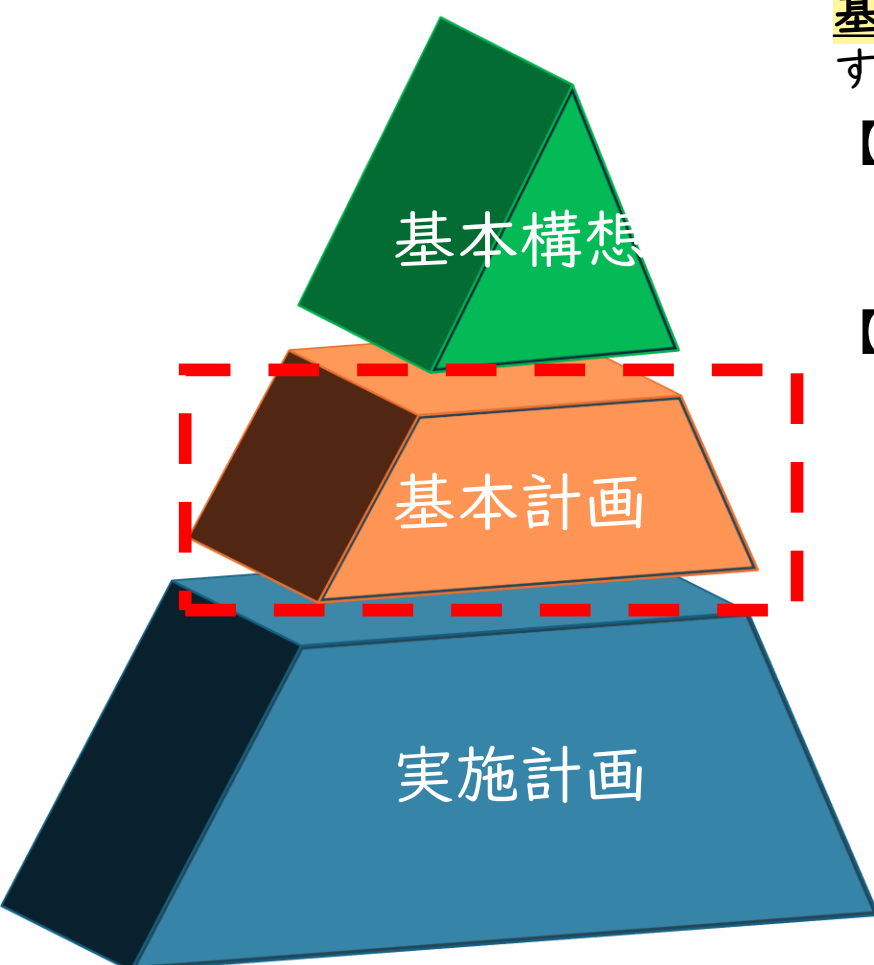
令和7年 1月21日 審議会（令和6年度第3回）
 2月 3日 基本構想（素案）の決定
 2月10日 パブリック・コメント
 （～3月14日）：意見提出16件
 17日 市民説明会：参加者99名
 （～3月8日）※8圏域の地区公民館にて実施
 4月25日 審議会（令和7年度第1回） → 基本構想（案）、答申案の決定
 5月中旬 基本構想（案）の答申
 5月下旬 議案送付（6月議会に上程）

基本計画部分の策定

令和7年 4月 4日 基本計画策定ワーキンググループ設置
 4月下旬～ ワーキンググループ、検討委員会、行政経営会議での検討
 6月下旬～7月上旬 審議会（令和7年度第2回※書面開催）⇒政策1、2、5の検討部分
 7月中旬～7月下旬 審議会（令和7年度第3回※書面開催）⇒政策3、4、6の検討部分
 8月18日 審議会（令和7年度第4回）
 8月下旬 基本計画（素案）の決定
 9月上旬 パブリック・コメント、市民説明会
 10月下旬 審議会（令和7年度第5回） → 基本計画（案）、答申案の決定
 11月上旬 基本計画（案）の答申
 11月中旬 議案送付（12月議会に上程）

■基本計画・実施計画の位置づけ

総合振興計画の体系図は下図のとおりであり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成される。



基本計画とは、

基本構想に示した政策を実現するための施策を具体化するもの。

【計画期間】

- ・前期基本計画：令和 8年度～令和12年度（5年）
- ・後期基本計画：令和13年度～令和17年度（5年）

【計画の内容】※次ページ参照

政策に紐づく施策、施策の目指す姿、成果指標
施策を取り巻く環境変化と課題
基本事業、基本事業のねらい・目指す姿、指標

（参考）

実施計画とは、

基本計画に示した施策・基本事業を実現するための事務事業について、毎年度、計画の進捗状況を確認するための評価を実施し、評価結果を予算編成等へ活用することで取組の実効性を高めるもの。

【計画期間】 1年 ※毎年見直し

基本計画の内容

以下の内容で構成（参考：第五次後期計画）

1-1 子育て支援の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

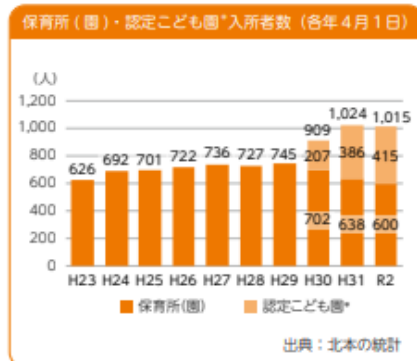
安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子どもの居場所づくりを進めます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合	成果	—	↗	安心して子どもを育てることができる環境を整備すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親世帯の増加等により、子育て世帯の孤立が進み、子育てに対する不安や負担感が增大しています。
- 令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、保育ニーズが高まり、希望者が増加するほか、利便性とともに、保育の質を重視する保護者が増加しています。
- 未就学児や小・中学生等が、安全・安心に過ごし、学びや体験を行うことのできる居場所を充実することが求められています。
- 安心して子どもを産み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが、引き続き求められています。



施策内の計画

第二期北本市子ども・子育て支援事業計画 [R2～R6]
第2期北本市教育振興基本計画 [H30～R4]

基本事業

1-1-1 重点 保育サービスの充実

通常保育の内容が充実しているとともに、多様化する保育ニーズに対応するサービスが提供されています。

主な取組・・・民間保育所への運営補助、小規模保育事業の開設支援、特別保育（延長保育・病児保育・病後児保育等）の実施、公立保育所の建替え

指標名	区分	現状値	目標値
保育所（園）待機児童数	成果比較基準値	29人	0人／年
市の保育サービスが充実していると思う利用者の割合	成果	—	↗

1-1-2 重点 子どもの居場所づくり

安全・安心な環境で過ごし、心身ともに健康に育っています。

主な取組・・・児童館の運営、放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室の充実、地域子育て支援拠点の運営、ファミリー・サポート・センターによる預かり

指標名	区分	現状値	目標値
子どもの放課後等の居場所があると 思う保護者の割合	成果	—	↗

1-1-3 重点 子育て不安の解消

・必要に応じた子育て支援サービスを受けることができます。
・子育てに不安を持つ保護者が相談しやすい体制が整っています。

主な取組・・・乳児家庭全戸訪問の実施、子どもの発達に関する相談、子育て世代包括支援センターの運営

指標名	区分	現状値	目標値
子育てについて相談する機関・人が いる子育て世帯の割合	成果	—	95.0%

1-1-4 重点 子育ての経済的負担の軽減

各種支援制度により経済的負担が軽減されています。

主な取組・・・多子世帯・ひとり親世帯への給付、児童手当、児童扶養手当、子ども医療費および交通通児手当の支給、ベビーベッド等の貸出し

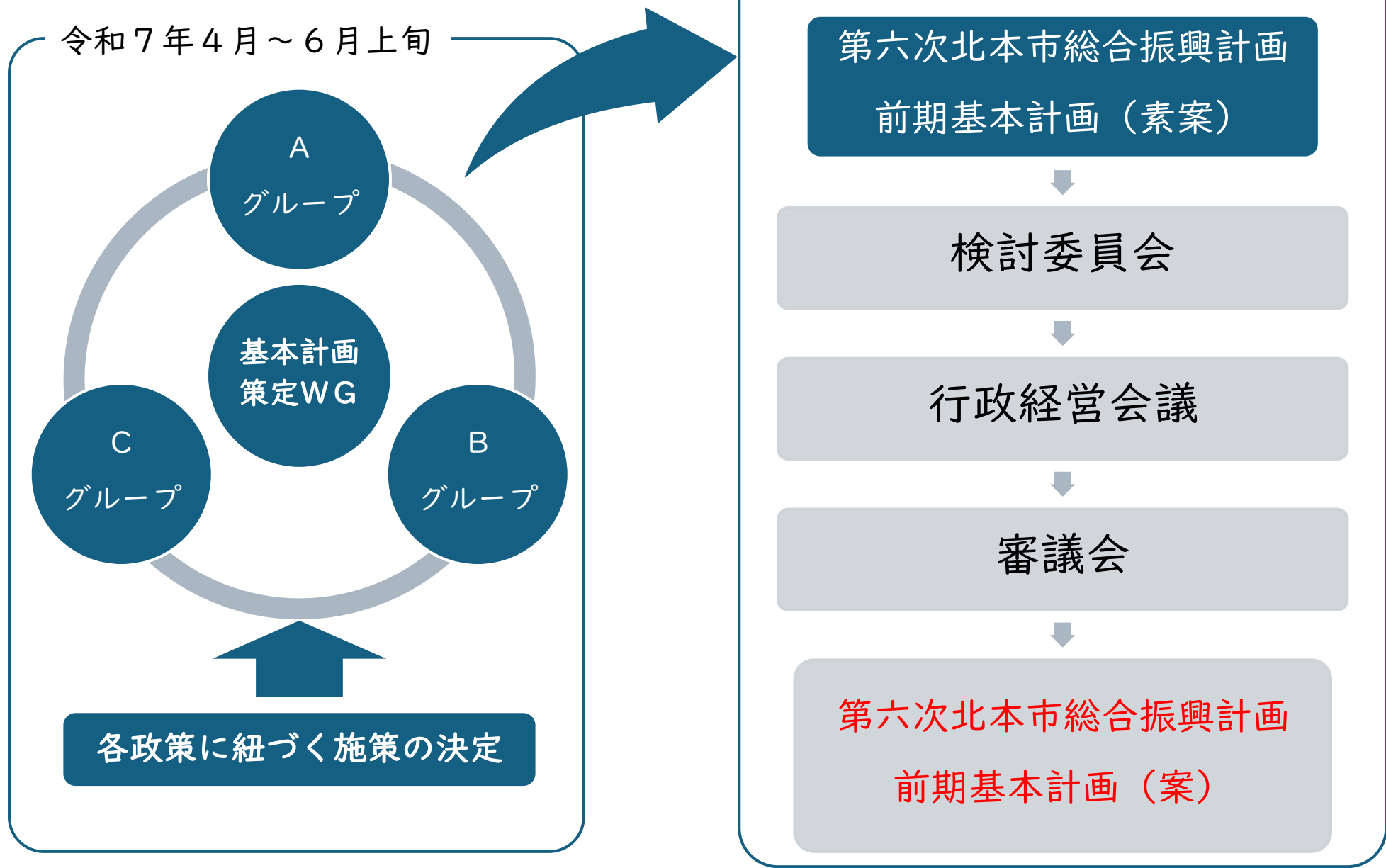
指標名	区分	現状値	目標値
一般会計に占める子育て支援策に係る 予算の割合	成果	6.5%	↗

■策定における基本的な考え方

- 1 重点事項や優先順位が明確で、実効性のある計画づくり
- 2 実現性を確保した計画づくり
- 3 時代の潮流や社会経済環境の変化等に対応した計画づくり
- 4 市民協働による計画づくり
- 5 市民にわかりやすい計画づくり
- 6 P D C A サイクルによる適切な進行管理が行える計画づくり
- 7 国及び県の政策並びに本市の個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり
- 8 S D G s（持続可能な開発目標）の推進
- 9 その他

（第六次北本市総合振興計画策定方針より）

■基本計画策定の流れ



■政策に紐づく施策（案）

政策１ こどもの成長を支えるまち

- 施策１－１ 子育て支援の充実
- 施策１－２ 支援を必要とするこども・家庭へのきめ細かな取組の充実
- 施策１－３ 母子保健とこどもに関する医療の充実
- 施策１－４ 学校教育の充実
- 施策１－５ 学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- 施策１－６ こどもの権利の保障

政策２ 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち

- 施策２－１ 道路、上・下水道、河川の整備
- 施策２－２ 防災・消防の充実
- 施策２－３ 交通・防犯対策の強化
- 施策２－４ 豊かな住環境の整備
- 施策２－５ 環境に優しいまちづくりの推進
- 施策２－６ バランスのある土地利用の推進

政策３ 健康でいきいきと暮らせるまち

- 施策３－１ 保健・医療の充実
- 施策３－２ 高齢者福祉の充実
- 施策３－３ 地域福祉の推進
- 施策３－４ 障がい者福祉の充実
- 施策３－５ 生涯学習・スポーツ活動の推進

■政策に紐づく施策（案）

政策4 活力あふれるまち

施策4－1 シティプロモーションの推進

施策4－2 地域産業の振興

施策4－3 就労対策の充実

施策4－4 文化財の活用・保護

政策5 みんなが参加し育てるまち

施策5－1 平和と人権の尊重

施策5－2 暮らしを支える地域活動の支援

施策5－3 市民参画と協働の充実

政策6 健全で開かれたまち

施策6－1 適正な事務の執行

施策6－2 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

施策6－3 市民との情報共有

施策6－4 公共施設マネジメントの推進

施策6－5 自治体DXの推進

■基本計画策定体制

●第六次北本市総合振興計画基本計画策定ワーキンググループの設置

- ・ 3グループで構成し、1グループごとに2つの政策について検討する。
- ・ 各グループで検討する政策は以下のとおり。
 - (A) 政策1 こどもの成長を支えるまち + 政策3 健康でいきいきと暮らせるまち
 - (B) 政策2 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち + 政策4 活力あふれるまち
 - (C) 政策5 みんなが参加し育てるまち + 政策6 健全で開かれたまち
- ・ メンバー構成については、各課からGL級の職員1名を指名する。(計29名)
構成案：政策推進部(3名)、総務部(3名)、市民経済部(4名)、福祉部(3名)、こども健康部(4名)、都市整備部(4名)、教育部(4名)、議会事務局(1名)、会計課(1名)、選挙管理委員会・監査委員事務局(1名)、農業委員会(1名)
※育成の観点から、新任主査(1~3年目)の参加も検討

●ワーキンググループにおける検討スケジュール(案)



基本計画策定ワーキンググループでの作業

- ・各施策・基本事業について、記載内容及び指標等（下図赤枠部分）について検討し、素案を作成する。
- ・事務局にて各施策及び基本事業案を作成し、それを基に基本計画策定ワーキンググループの各グループにて検討する。
- ・指標については、現行計画と同様に原則、すべての施策・基本事業に設定することとする。ただし、指標の設定が困難なものには、設けない場合もある。

II 後期基本計画

政策4

4-1 豊かな住環境の整備

4-1 豊かな住環境の整備

安全で安らげるまちとするため、公園や緑地の整備と適切な管理、良好な住環境の形成、環境負荷の少ない住宅建設を推進するとともに、空き家対策や多様な住宅ニーズに合わせた支援等に努めます。また、鉄道の利便性の向上、交通弱者の移動手段としての市内公共交通の確保を図ります。

施策の目指す姿（施策の方向性）

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
安全で安らげるまちとなり、自然環境を整備しているという市民の割合	成果	57.6%	60.3%	豊かな住環境を整備すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 令和元年度に策定した北本市都市計画マスタープランでは、雑木林、谷津等の貴重な自然環境や大宮台地の良好な地盤を生かした災害に強い住宅地を形成するとともに、自然環境を市民共有の財産・まちづくりの資源として、整備・保全に取り組んでいくこととしています。
- 本市の人口1人当たり都市公園面積は令和2年度には10.5㎡であり、近隣市と比較して自然環境は豊富といえますが、徐々に市街地に囲まれる雑木林や農地が減少していることから、自然の景観や環境への配慮が必要です。
- 地区の特性に応じた良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度により、公共施設だけでなく、民間の開発においても住環境および景観の形成への配慮が必要です。また、民間の開発事業に対して、要綱に基づく指導を行い、良好な住環境を形成する必要があります。
- 地球環境に優しい住環境形成の観点から、環境負荷の少ない住まいづくりが望まれているほか、災害に強いまちづくりにより安心して暮らせるよう、建築物の耐震化を図る必要があります。
- 高齢化の進展に伴い空き家が増加し、倒壊、犯罪の誘発等により防犯性や防犯性が低下する懸念があるため、リフォームや建替えにより若者の移住・定住の受け皿とする等、有効活用が求められています。

安全で安らげるまちとなり、自然環境を整備しているという市民の割合

出典：まちづくり市民アンケート

北本市都市計画マスタープラン [R2~]

北本市緑の基本計画 [H29~R10]

北本市住宅・建築物耐震改修促進計画 [R3~R7]

第二次北本市環境基本計画 [H28~R7]

II 後期基本計画 | 4-1 豊かな住環境の整備

基本事業

4-1-1 公園の整備充実と緑地の保全

公園が整備されて適切な維持管理が行われ、緑地が保全されています。

主な取組・・・公園施設の長寿命化、公園施設の巡回管理、遊路空間の緑化

指標名	区分	現状値	目標値
市民一人当たりの都市公園面積	成果比較	10.5㎡	11.5㎡

4-1-2 良好な住環境および景観の誘導

公共施設だけでなく、民間の開発においても良好な住環境および景観の形成への配慮がされています。

主な取組・・・空き家対策・利用促進、用途地域の見直し、開発行為等に対する指導

指標名	区分	現状値	目標値
特定空き家数	成果比較	0件	0件

4-1-3 安全で環境負荷の少ない住宅への支援

安全で環境負荷の少ない快適な住まいづくりが推進されています。

主な取組・・・住宅耐震化の促進、省エネ住宅の認定

指標名	区分	現状値	目標値
住宅の耐震化率	成果比較	91.4%	95.0%
省エネ認定住宅率	成果比較	21.4%	20.0%

4-1-4 土地区画整理事業の推進

健全かつ良好な住宅市街地が形成されています。

主な取組・・・事業計画の変更、家屋移転補償、道路築造工事

指標名	区分	現状値	目標値
久保特定土地区画整理事業の進捗率	成果比較	44.1%	100%

4-1-5 鉄道輸送力の活用

鉄道の利便性が高く、多くの方が利用しています。

主な取組・・・高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会への参加、要望活動

指標名	区分	現状値	目標値
人口に対する1日当たりの北本駅利用者割合	成果比較	21.3%	21.3%
北本駅の平日の運行本数	成果比較	224本	224本

4-1-6 市内公共交通の確保

市内の交通手段が確保され、円滑に移動できます。

主な取組・・・路線バス利便性の向上、デマンドバスの運行、公共交通ネットワークの形成

指標名	区分	現状値	目標値
デマンドバス利用数	成果比較	20,033件	27,000件/年

【検討項目】

★施策部分

- ・施策の目指す姿（方向性）
- ・施策を取り巻く環境変化と課題
- ・成果指標

★基本事業部分

- ・基本事業名
- ・基本事業の目指す姿
- ・指標

【参考】政策の大綱（比較）

【第五次】

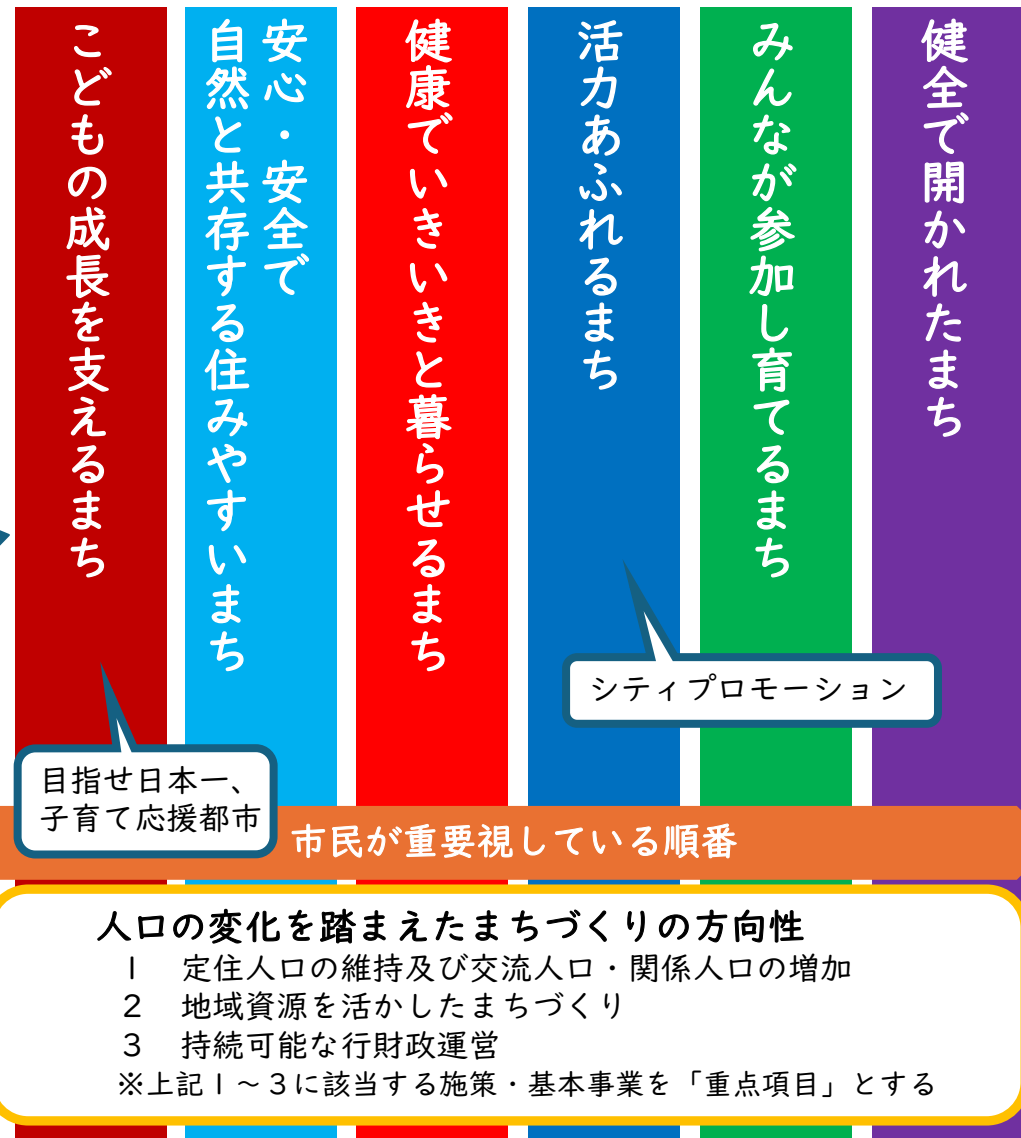
政策1 政策2 政策3 政策4 政策5 政策6



政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

【第六次】

政策1 政策2 政策3 政策4 政策5 政策6



人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

- 1 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加
- 2 地域資源を活かしたまちづくり
- 3 持続可能な行財政運営

※上記1～3に該当する施策・基本事業を「重点項目」とする